

安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により適用除外される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定には、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第105条第2項、刑事訴訟法第198条第3項から第5項までの規定は、いずれも該当しないにもかかわらず、同法の規定による権利〔閲覧〕の行使を妨害しているから大分県警察本部長 奥野 省吾が平成26年5月14日付け大広報第50号で行った審査請求人に対する個人情報不開示決定処分は職権濫用に該当する。
- (2) 「実況見分調書」の「取扱い」については犯罪捜査規範第105条第2項において「刑訴法第198条第3項から第5項までおよび同法第223条第2項の規定によらなければならない。」と定められており、「開示」の「要件」については同法第198条第4項において「前項の調書〔犯罪捜査規範第105条第2項により実況見分調書を含む。〕は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。」と定めている。
しかし、犯罪捜査規範、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）は「実況見分調書」の「開示手続等」について定めていないから「自己完結的」には定められておらず、行政機関個人情報保護法第4章第1節の規定を適用除外する理由がない。
- (3) （平成12年法務省刑事局長通知の）「2 閲覧又は謄写の請求者等（4）」には、「過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧又は謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときは、請求に応ずる。」とある。

「刑事訴訟」においても、注意義務の有無〔自動車運転者に交通法規を無視して自車の前面を突破しようとする車両のありうることまで予想すべき注

意義がない]等を把握するため、被疑者が、被害者の運転〔相手方を発見し、危険を感じ、ブレーキをかけ、衝突し、停止したこと〕について、記録の閲覧又は謄写を求めるような場合も、注意義務等について判断するために必要な情報と認め請求に応ずべきと解される。

- (4) 刑事訴訟法第198条第1項に掲げる「司法警察職員」が同条第4項に掲げる「これ〔調書〕を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうか」を問う同条第3項に掲げる「被疑者の供述」を「録取すること」ができる「調書」は、「未だ事件送致がなされていない書類」に該当してなお、被疑者に閲覧させることが予定されているから、被疑者に対しては秘匿すべき必要性は認められない。

第4 実施機関の主張の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第33条第3項第2号について

条例第33条第3項第2号は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報については、条例第2章第2節「個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」の規定及び同章第3節「不服申立て等」の規定は適用しないことを定めている。

なお、行政機関個人情報保護法第4章は、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に関する規定である。

2 刑事訴訟法第53条の2第2項について

刑事訴訟法では、第53条の2第2項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

3 「個人情報の開示」の適用除外規定

前記1及び2において条例第33条第3項第2号の規定及び刑事訴訟法第53条の2第2項の規定について説明したが、条例第33条第3項第2号の趣旨は、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、県が保有する刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、開示等の規定を適用しないというものである。

4 本件対象公文書の性質

- (1) 交通事故事件捜査においては、交通事故当事者の事故捜査過程における長時間に及ぶ拘束等の負担軽減及び捜査員の業務の合理化を図るため、一般刑事事件等に用いられる捜査書類の書式である基本書式のほか、基本書式を簡略化した書式である特例書式及び特例書式を簡略化した書式である簡約特例書式が用いられる。

本件対象公文書の「現場の見分状況書」及び「実況見分調書」は、それぞれ簡約特例書式及び基本書式の書類であり、いずれも交通事故事件に関して行われる実況見分の経過及び結果を記載した書面である。

- (2) 交通事故現場の実況見分は、犯罪事実（過失）を認定するために証拠を収集、保全することを目的として、交通事故現場並びに当該事故事件と関係のある場所、身体、物等の存在及び状況を捜査官の五感の作用（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）と被疑者、被害者、目撃者等関係者による関係地点の指示説明に基づき観察、実験、認識することにより行う事実発見のための任意の捜査手段である。

本件請求に係る交通事故では、事故当日である平成〇〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に実況見分を行っており、平成〇〇年〇月〇日の実況見分の結果については、被害者の負傷の程度が簡約特例書式の適用要件に該当するとして「現場の見分状況書」を作成したものであるが、その後、被疑者と被害者との供述が食い違うこととなったため、基本書式の適用要件に該当することとなり、平成〇〇年〇月〇日及び同年〇月〇〇日に基本書式の「実況見分調書」を作成したものである。

- (3) 「現場の見分状況書」には、作成日、見分者、見分日時、発生日時、発生（見分）場所、立会人、見取図等が記載されており、「実況見分調書」には、被疑者名、被疑事件名、作成日、作成者、実況見分の日時、場所、身体又は物、目的及び立会人のほか、現場の位置、現場付近の状況、現場の模様、車両の損傷部位・程度、立会人の指示説明など実況見分の経過が詳細に記載されている。

5 「訴訟に関する書類」の該当性

- (1) 刑事訴訟法等の規定

刑事訴訟法第197条第1項には、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。」と捜査に必要な取調べとしての実況見分を規定しており、また犯罪捜査規範第104条第

1項には「犯罪の現場その他の場所、身体又は物について事実発見のため必要があるときは、実況見分を行わなければならない。」と規定されている。

(2) 参考判決

刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」とは、平成22年4月15日津地方裁判所判決及び平成22年9月30日名古屋高等裁判所判決により「書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきである。また当該事件が特定の時点において事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、将来の事情の変化により、事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、捜査及び公判の維持に対する支障を防止する観点から、なお、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解すべきである。」と示されている。

また、条例による開示の対象とならないとしても、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合には、刑事訴訟法上、訴訟に関する書類の閲覧謄写をすることができる（刑事訴訟法第47条ただし書）、法務省刑事局は、平成12年3月23日付けで公表した「被害者等に対する不起訴記録の開示について」をもって被害者等に対する不起訴記録の開示方針を公表しており、その内容は、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合において、客観的証拠で、かつ、代替性がなくその証拠なくしては立証が困難であるという事情が認められるときに、弾力的な運用を行うというものであるが、前記判決において、上記の開示方針との均衡に照らし、事件送致すらなされていない事故に係る文書の開示請求が認められてしかるべきという原告の主張について、「上記の開示指針を、刑事訴訟法第53条の2にいう「訴訟に関する書類」の解釈に当たって参照すべきとの趣旨に解するとしても、不起訴記録との比較において、一般的に、未だ事件送致がなされていない書類がより開示に適するものということとはできないから、むしろ、十分な捜査を経て不起訴と判断された事案と比較すると、その秘匿の必要性は未だ大であると言えることができるから、上記の指針を根拠とした原告の上記主張は採用できない。」と示されている。

(3) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申

これまでの内閣府情報公開・個人情報保護審査会における答申において、

「訴訟に関する書類は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類のすべてがこれに該当する。」と示されている。

(4) 解説文献

解説文献によっても、訴訟に関する書類は「捜査報告書、供述録取書、実況見分調書等の証拠書類も含まれ、裁判官の保管している書類に限られず、検察官、弁護士、司法警察員が保管しているものも含まれる（青林書院大コンメンタール刑事訴訟法第1巻抜粋）。」と解されている。

(5) まとめ

前記の裁判判決や答申、解説文献のとおり、「訴訟に関する書類」は公判に提出された訴訟記録、公訴の提起がされなかった不起訴記録、公判に提出されなかった不提出記録はもとより、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類も該当し、被疑事件の捜査により作成したが、未だ送致されず、警察署に保管されている書類も含まれると示されている。

本件対象公文書については、人身交通事故に関し、事故当事者である審査請求人の立会いにより、同人の指示説明に基づき自動車運転過失傷害被疑事件の捜査を行い、作成したものである。

よって、本件対象公文書は、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定される「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件個人情報及び不開示理由について

本件個人情報は、自動車運転過失傷害被疑事件の捜査に利用する目的により〇〇〇〇警察署員が実況見分を行った結果を記載した、現場の見分状況書及び実況見分調書に記録された個人情報である。

実施機関は、本件個人情報について、刑事訴訟法に基づく訴訟関係書類に記録された個人情報であり、条例第33条第3項第2号の規定により、個人情報の開示等の規定が適用されないという理由により、不開示決定処分を行った。

2 条例第33条第3項第2号について

条例第33条第3項第2号は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報については、開示請求等の規定

を適用しない旨を定めている。

また、刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている。

よって、本件対象公文書が刑事訴訟法に定める「訴訟に関する書類」に該当すれば、本件個人情報について条例の開示請求等の規定は適用されないこととなる。

3 本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性について

- (1) 「訴訟に関する書類」については、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管するものも含むと解すべきである。

本件対象公文書については、特定の日に発生した自動車運転過失傷害被疑事件の捜査において、事故当事者である審査請求人の供述により行った実況見分の経過及び結果を記載した書面であるということから、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

- (2) なお、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報について行政機関個人情報保護法の適用を除外することが定められているのは、自己完結的な開示等の制度が個別の法令で定められているものについては当該制度に委ねるという趣旨であるところ、審査請求人は、「(実況見分調書の)『開示』の『要件』については同法(刑事訴訟法)第198条第4項において(略)定めている。しかし、犯罪捜査規範、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法は『実況見分調書』の『開示手続等』について定めていないから『自己完結的』には定められておらず、行政機関個人情報保護法第4章第1節の規定を適用除外する理由がない。」と主張している。

そこで、実況見分調書を含む「訴訟に関する書類」の取扱いについて刑事訴訟法の規定を見ると、公判開廷前においては、訴訟関係人の名誉が毀損され、公序良俗が害され又は裁判に対する不当な影響が惹起されることを防止するため、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合を除き、訴訟に関する書類を公にしてはならないものとし(同法第47条)、公訴の提起後は、同法第40条において弁護人の閲覧謄写権を、同法第299条において当事者に取調請求に係る書類の事前閲覧をそれぞれ認め、さらに、被告事件の終結後は、裁判の公開の原則を拡張し、これによって裁判の公正を担保するとともに裁判に対する国民の理解を深めるため、原則として何人も

訴訟記録を閲覧することができる」と定めている（同法第53条）など、刑事訴訟手続における手続の進行段階に応じて、種々の権利利益を比較衡量しつつ、必要かつ合理的な範囲で、記録の開示・不開示等の取扱いが定められている。

また、審査請求人は、「(刑事訴訟法第198条)第3項に掲げる『被疑者の供述』を『録取すること』ができる『調書』は、『未だ事件送致がなされていない書類』に該当してなお、被疑者に閲覧させることが予定されているから、被疑者に対しては秘匿すべき必要性は認められない。」と主張している。

しかしながら、審査請求人が指摘する「調書の閲覧」とは、刑事訴訟法第198条第4項に規定する、調書として完成させる前に、作成した調書の内容を被疑者に確認させるための手続のことであり、一旦適法に作成された調書について、被疑者に対して随時閲覧を行わせる趣旨のものではない。

したがって、「訴訟に関する書類」である本件対象公文書については、刑事訴訟法に従い開示・不開示の判断がなされるのが相当であり、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) また、審査請求人は、「(平成12年法務省刑事局長通知の)『2 閲覧又は謄写の請求者等 (4)』には、『過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧又は謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときは、請求に応ずる。』とある。『刑事訴訟』においても、注意義務の有無(略)等を把握するため、被疑者が、被害者の運転(略)について、記録の閲覧又は謄写を求めるような場合も、注意義務等について判断するために必要な情報と認め請求に応ずべきと解される。」と主張している。

しかしながら、審査請求人が指摘する平成12年2月4日付け法務省刑事局長通知は、刑事訴訟法第47条の規定により原則公開されないこととされている不起訴記録について、同条ただし書きによる「公益上の必要その他の事由があつて、開示することが相当と認められる場合」の解釈・運用を定めているのであって、同条ただし書きに該当する場合であれば、同条に規定する「訴訟に関する書類」から除外されるという趣旨ではないことから、その主張は採用できない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの個人情報開示請求に対し実施機関が行った個人情報

報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

5 結論

以上のことから、実施機関が、本件個人情報条第33条第3項第2号に該当するとして不開示決定を行ったことは、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年8月 4日	諮 問
平成27年5月27日	事案審議（平成27年度第2回審査会）
平成27年6月24日	答申決定（平成27年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹 内 敏 夫	元大分市植田支所支所長補佐	